



電話での不意打ち勧誘に要注意!

～特定商取引法の政令が改正されます～

テレビショッピングなどをみて、1回限りの購入のつもりで電話で注文したら、実際には「定期購入」になっていた、といったご相談が寄せられています。

通常、テレビショッピングなどの通信販売にクーリング・オフはなく、解約・返品は事業者の定めた条件に従うことになります。

ただし、郵便物やチラシなどを見て注文するために申込先へ電話をした際、事業者から別の商品や定期購入などを勧められ、不意打ち的に契約してしまった場合は、電話勧誘販売に該当するため、クーリング・オフが適用されます。

令和5年6月以降は特定商取引法の政令改正により、郵便物やチラシだけでなく、テレビやラジオ放送、ウェブページや新聞広告などを見て電話をした際に、不意打ち的な勧誘を受けて契約をした場合も、電話勧誘販売となり、クーリング・オフの適用が可能になりました。

消費生活センター
啓発キャラクター
これっ麒麟先生



事例

- ・テレビCMを見て白髪染めシャンプーを注文。電話で注文した際、定期購入とは言われず「いつでも解約可能」と言われ、1回だけの注文だと思っていたら定期購入になっていた。CMでも定期購入と気づかなかった。
- ・眼鏡型の拡大鏡のテレビCMを見て申込先に電話をし、注文した。拡大鏡と一緒にサプリメントが届き、プレゼントだと思い受け取った。ところが、1か月後もサプリメントが届き定期購入となっていた。電話注文で紹介されたというのが覚えておらず、CMではサプリメントは紹介されていなかった。

アドバイス

- ・電話注文時に販売業者から「定期購入」を勧誘されても、理解できなければきっぱり断りましょう。
- ・商品が到着したら、「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないかを確認しましょう。
- ・クーリング・オフを希望する場合は、商品同封の書面を確認し、必ず8日間以内に通知しましょう。



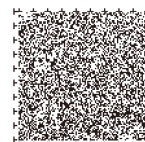
サイトくん

※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談!

消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
福岡市消費生活センター 092-781-0999

(音声コードによるご案内)
目が不自由な方などに音声で案内するコードです。
読み取りアプリをダウンロードしてご利用いただけます。

音声コード⇒

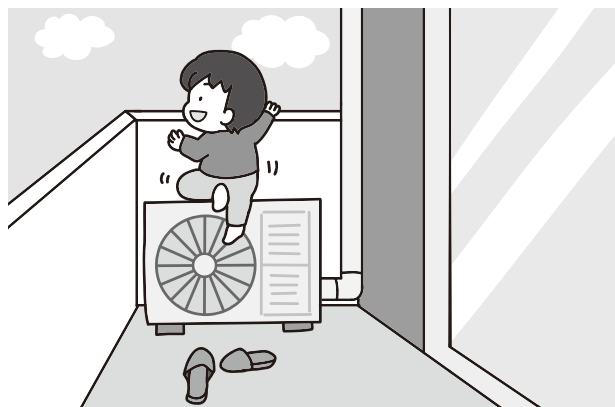


窓やベランダからのこどもの転落事故に注意!

こどもが窓やベランダから転落する事故が毎年のように発生しています。特に、窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする夏頃から、転落事故が増える傾向があるため、より一層注意が必要です。

事例

マンションの2階の室内で遊んでいたこどもが、親が気づかないうちにベランダに出て転落。室外機のそばにスリッパが置いてあり、室外機によじ登った可能性があった。



こどもの転落を防ぐには？

☑ 窓やベランダの環境づくり

- 室外機の置き場所を工夫する等、窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。
- 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。
- 子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。

☑ 子どもの見守り・子どもの教育

- 子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
- 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 秘密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始は休み）9時から17時

※ 来所相談は予約制

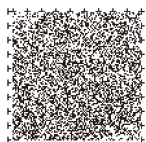
第2・4土曜日（祝日は休み）10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※ 相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。



印刷インキ工業連合会